

令和6事務年度 所得税及び消費税調査等の状況

令和7年12月
大阪国税局

I 調査等の状況

- 1 所得税の調査等の状況
- 2 消費税（個人事業者）の調査等の状況

II トピックス（主な取組）

- 1 富裕層に対する調査状況
- 2 海外投資等を行っている個人に対する調査状況
- 3 インターネット取引を行っている個人に対する調査状況
- 4 無申告者に対する調査状況
- 5 消費税の還付申告者に対する調査状況
- 6 所得税の還付申告への対応

III 参考計表

- 事業所得を有する個人の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な上位10業種

I 調査等の状況

1 所得税の調査等の状況

- 選定にAIを活用するなど、効率的かつ的確に調査等を行った結果、「調査等」による追徴税額の総額は過去10年で最高を記録した前年に次ぐ高水準
 - ・ 「実地調査」については、追徴税額の総額や1件当たりの追徴税額が増加
 - ・ 「簡易な接触」については、件数及び非違件数が増加

(1) 調査等件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況

- 「実地調査」と「簡易な接触」を合わせた「調査等」の合計件数は、11万4千件(前事務年度8万4千件)。うち申告漏れ等の非違があった件数は5万6千件(同4万4千件)。
 - ✓ 実地調査の件数は、8千5百件(同8千6百件)。うち、特別調査・一般調査が6千1百件(同6千3百件)、着眼調査が2千4百件(同2千3百件)。
 - ✓ 簡易な接触の件数は、10万6千件(同7万5千件)。

(2) 申告漏れ所得金額(調査等の対象となった全ての年分の合計)の状況

- 「実地調査」と「簡易な接触」を合わせた「調査等」による申告漏れ所得金額は、1,353億円(同1,543億円)。
 - ✓ 実地調査による申告漏れ所得金額は、961億円(同954億円)。うち特別調査・一般調査によるものは869億円(同871億円)、着眼調査によるものは93億円(同83億円)。
 - ✓ 簡易な接触による申告漏れ所得金額は、392億円(同590億円)。

(3) 追徴税額(調査等の対象となった全ての年分の合計で加算税を含む。)の状況

- 「実地調査」と「簡易な接触」を合わせた「調査等」による追徴税額は、236億円(同239億円)。
 - ✓ 実地調査による追徴税額は、198億円(同196億円)。うち特別調査・一般調査によるものは189億円(同187億円)、着眼調査によるものは10億円(同9億円)。実地調査による追徴税額を1件当たりでみると、233万円(同227万円)。
 - ✓ 簡易な接触による追徴税額は、38億円(同44億円)。

(参考)

- 1 実地調査(特別調査・一般調査)とは、高額・悪質な不正計算が見込まれる事案を対象に深度ある調査を行うもので、特に、特別調査は、多額な脱漏が見込まれる個人を対象に、相当の日数(1件当たり10日以上を目安)を確保して実施しているものです。
- 2 実地調査(着眼調査)とは、資料情報や申告内容の分析の結果、申告漏れ等が見込まれる個人を対象に実地に臨場して短期間で行う調査です。
- 3 簡易な接触とは、原則、納税者宅等に臨場することなく、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接を行い、申告内容を是正するものです。
- 4 過去の調査等の状況との比較に関する表記は、現在の集計方法となった平成21事務年度以降の数值を対象として比較した結果です。

○ 所得税の調査等の状況

区分 項目		実地調査						簡易な接触		調査等合計	
		特別・一般		着眼	対前年比	計	対前年比			対前年比	対前年比
調査等件数	件	6,267	98.1%	2,343	100.5%	8,610	98.7%	75,066	123.7%	83,676	121.7%
		6,058	96.7%	2,436	104.0%	8,494	98.7%	105,505	140.5%	113,999	136.2%
申告漏れ等の非違件数	件	5,551	97.9%	1,636	96.4%	7,187	97.6%	36,480	121.5%	43,667	118.5%
		5,420	97.6%	1,663	101.7%	7,083	98.6%	48,693	133.5%	55,776	127.7%
申告漏れ所得金額	百万円	87,050	106.5%	8,304	92.9%	95,354	105.4%	58,979	78.7%	154,334	93.5%
		86,859	99.8%	9,262	111.5%	96,121	100.8%	39,165	66.4%	135,286	87.7%
追徴税額	本税	15,759	106.4%	775	90.2%	16,534	105.7%	4,277	90.4%	20,811	101.6%
		15,859	100.6%	838	108.1%	16,697	101.0%	3,671	85.8%	20,368	97.9%
追徴税額	加算税	2,929	109.0%	94	83.3%	3,023	108.8%	103	66.7%	3,126	106.7%
		2,991	102.1%	114	121.3%	3,105	102.7%	95	92.2%	3,200	102.4%
追徴税額	計	18,688	107.0%	869	89.4%	19,558	106.2%	4,380	90.1%	23,937	102.4%
		18,850	100.9%	952	109.6%	19,802	101.2%	3,766	86.0%	23,567	98.5%
一件当たり	申告漏れ所得金額	1,389	108.5%	354	92.3%	1,107	106.9%	79	63.8%	184	77.0%
		1,434	103.2%	380	107.3%	1,132	102.3%	37	46.8%	119	64.7%
追徴税額	本税	251	108.7%	33	87.5%	192	107.4%	6	66.7%	25	85.0%
		262	104.4%	34	103.0%	197	102.6%	3	50.0%	18	72.0%
追徴税額	加算税	47	111.1%	4	83.3%	35	111.1%	0.14	50.0%	4	100.0%
		49	104.3%	5	125.0%	37	105.7%	0.09	64.3%	3	75.0%
追徴税額	計	298	108.7%	37	88.9%	227	107.6%	6	66.7%	29	82.6%
		311	104.4%	39	105.4%	233	102.6%	4	66.7%	21	72.4%

(注) 1 令和6年7月から令和7年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の計数である。

2 上段は、前事務年度の計数である。

3 「簡易な接触」の件数には、更正の請求等に基づく減額更正や添付書類の未提出に対する提出依頼を行った件数等を含む。

4 追徴税額（本税）には、復興特別所得税額を含む。

5 実地調査の件数は、所得税と消費税の実地調査件数である。

6 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。

7 朱書きは、全国の対前年比を示す。

(参考) 謹度所得の調査等の状況

➤ 所得税のうち謹度所得に係る調査等の件数が、1千9百件（前事務年度1千9百件）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数が、1千7百件（同1千6百件）となっています。

申告漏れ所得金額（調査等の対象となった全ての年分の合計）は、178億円（同197億円）となっています。

令和6事務年度 謹度所得の調査等の状況

事務年度等 項目	5事務年度	6事務年度	対前年比
① 調査等件数	件 1,880	件 1,894	% 100.7
土地建物等	1,437	1,233	85.8
株式等	443	661	149.2
② 申告漏れ等の 非違件数	件 1,606	件 1,659	% 103.3
土地建物等	1,197	1,040	86.9
株式等	409	619	151.3
③ 非違割合 (② / ①)	% 85.4	% 87.6	ポイント 2.2
土地建物等	83.3	84.3	1.0
株式等	92.3	93.6	1.3
④ 申告漏れ所得金額	億円 197	億円 178	% 90.1
土地建物等	146	125	85.3
株式等	51	53	103.9
⑤ 1件当たり申告 漏れ所得金額 (④ / ①)	万円 1,050	万円 939	% 89.5
土地建物等	1,016	1,010	99.4
株式等	1,159	807	69.6

(注) 1 土地建物等は、土地建物（分離課税所得）及び金地金等（総合謹度所得）である。

2 土地建物等は、課税年分ごとに1件としている。

3 四捨五入の関係上、表の内容と対前年比等が一致しない場合もある。

2 消費税（個人事業者）の調査等の状況

- 簡易な接触を活用して幅広く対応した結果、「調査等」による件数及び追徴税額の総額は過去最高を記録
 - ・ 「実地調査」について、追徴税額の総額及び1件当たりの追徴税額が増加
 - ・ 「簡易な接触」について、件数及び非違件数が大幅に増加

(1) 調査等件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況

- 「実地調査」と「簡易な接触」を合わせた「調査等」の合計件数は、過去最高の3万3千件（前事務年度1万8千件）。うち申告漏れ等の非違があった件数は1万5千件（同1万3千件）。
 - ✓ 実地調査の件数は、5千4百件（同5千4百件）。うち、特別調査・一般調査が4千件（同4千2百件）、着眼調査が1千3百件（同1千2百件）。
 - ✓ 簡易な接触の件数は、2万7千件（同1万3千件）。

(2) 追徴税額（調査等の対象となった全ての年分の合計で加算税を含む。）の状況

- 「実地調査」と「簡易な接触」を合わせた「調査等」による追徴税額は、90億円（同86億円）と、過去最高。
 - ✓ 実地調査による追徴税額は、79億円（同78億円）。うち特別調査・一般調査によるものは75億円（同74億円）、着眼調査によるものは4億円（同4億円）。実地調査による追徴税額を1件当たりでみると、147万円（同143万円）。
 - ✓ 簡易な接触による追徴税額は、10億円（同8億円）。

○ 消費税（個人事業者）の調査等の状況

区分 項目	件	実地調査				簡易な接触		調査等合計	
		特別・一般	対前年比	着眼	対前年比	計	対前年比	対前年比	対前年比
調査等件数	件	4,205	102.8%	1,236	115.2%	5,441	105.1%	13,017	167.5%
		4,040	96.1%	1,344	108.7%	5,384	99.0%	27,265	209.5%
申告漏れ等の非違件数	件	3,687	100.2%	920	109.9%	4,607	101.7%	8,377	142.1%
		3,440	93.3%	1,048	113.9%	4,488	97.4%	10,743	128.2%
追徴税額	本税 百万円	6,102	98.2%	345	84.6%	6,447	98.0%	750	103.3%
		6,107	100.1%	336	97.4%	6,442	99.9%	1,009	134.5%
追徴税額	加算税 百万円	1,295	104.8%	56	66.7%	1,351	103.0%	23	100.0%
		1,425	110.0%	63	112.5%	1,488	110.1%	39	169.6%
追徴税額	計 百万円	7,397	99.4%	401	86.7%	7,797	98.9%	773	103.2%
		7,531	101.8%	399	99.5%	7,930	101.7%	1,049	135.7%
一件当たり	本税 万円	145	96.1%	28	76.9%	118	93.6%	6	57.1%
		151	104.1%	25	89.3%	120	101.7%	4	66.7%
一件当たり	加算税 万円	31	100.0%	5	80.0%	25	96.0%	0.18	50.0%
		35	112.9%	5	100.0%	28	112.0%	0.14	77.8%
一件当たり	計 万円	176	96.8%	32	75.0%	143	94.1%	6	57.1%
		186	105.7%	30	93.8%	147	102.8%	4	66.7%

(注) 1 令和6年7月から令和7年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の計数である。

2 上段は、前事務年度の計数である。

3 「簡易な接触」の件数には、更正の請求等に基づく減額更正や添付書類の未提出に対する提出依頼を行った件数等を含む。

4 消費税の追徴税額には、地方消費税（譲渡割額）を含む。

5 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。

6 朱書きは、全国の対前年比を示す。

II トピックス（主な取組）

1 富裕層に対する調査状況

～1件当たり追徴税額は所得税の実地調査（特別・一般）全体の約3倍～

- 有価証券・不動産等の大口所有者、経常的な所得が特に高額な個人、海外投資等を積極的に行っている個人など、「富裕層」に対して、資産運用の多様化・国際化が進んでいることを念頭に積極的に調査を実施しています。
- 富裕層に対する調査の1件当たりの追徴税額は、1,050万円となっており、所得税の実地調査（特別・一般）全体の311万円に比べ、3.4倍となっています。
- 特に、海外投資等を行っている「富裕層」に対する調査の1件当たりの追徴税額は1,465万円となっており、所得税の実地調査（特別・一般）全体の311万円に比べ、4.7倍となっています。

- 令和6事務年度においては、348件（前事務年度245件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの申告漏れ所得金額は、3,397万円（同4,025万円）と所得税の実地調査（特別・一般）全体の1,434万円（同1,389万円）に比べ、2.4倍となっており、申告漏れ所得金額の総額は、118億円（同99億円）に上ります。
- また、追徴税額の総額は37億円（同24億円）に上ります。

○ 富裕層に対する調査の状況

項目	事務年度等		5事務年度	6事務年度	対前年比
	調査件数	件			
調査件数	245		348	142.0%	
申告漏れ等の非違件数	213		312	146.5%	
申告漏れ所得金額	99	億円	118	119.2%	
追徴税額	24	億円	37	154.2%	
一件当たり	申告漏れ所得金額	万円	4,025	3,397	84.4%
	追徴税額	万円	961	1,050	109.3%

○ 海外投資等を行った富裕層に対する調査の状況

項目	事務年度等		5事務年度	6事務年度	対前年比
	調査件数	件			
調査件数	99		156	157.6%	
申告漏れ等の非違件数	85		136	160.0%	
申告漏れ所得金額	42	億円	73	173.8%	
追徴税額	9	億円	23	255.6%	
一件当たり	申告漏れ所得金額	万円	4,206	4,684	111.4%
	追徴税額	万円	959	1,465	152.8%

2 海外投資等を行っている個人に対する調査状況

～1件当たり追徴税額は所得税の実地調査（特別・一般）全体の約3倍～

- 経済社会の国際化に適切に対応していくため、有効な資料情報の収集に努めるとともに、海外投資を行っている個人や海外資産を保有している個人などに対して、国外送金等調書、租税条約等に基づく情報交換制度のほか、CRS情報（共通報告基準に基づく非居住者金融口座情報）などを効果的に活用し、積極的に調査を実施しています。
- 海外投資等を行っている個人に対する調査の1件当たりの追徴税額は、885万円となっており、所得税の実地調査（特別・一般）全体の311万円に比べ、2.8倍となっています。

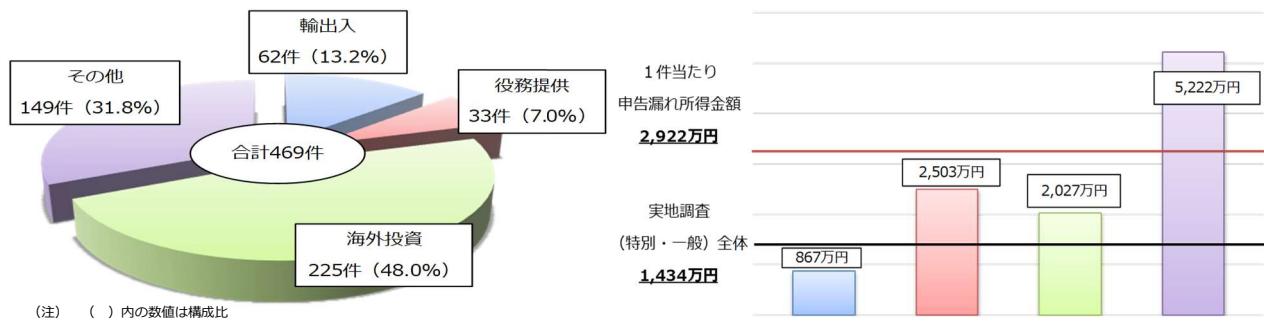
- 令和6事務年度においては、469件（前事務年度433件）実地調査（特別・一般）を実施し、申告漏れ所得金額の総額は137億円（同103億円）に上ります。
- また、追徴税額の総額は42億円（同26億円）に上ります。

○ 海外投資等を行っている個人に対する調査の状況

項目	事務年度等		5事務年度	6事務年度	対前年比
	調査件数	件			
調査件数	件	433	469	108.3%	
申告漏れ等の非違件数	件	385	409	106.2%	
申告漏れ所得金額	億円	103	137	133.0%	
追徴税額	億円	26	42	161.5%	
一件当たり	申告漏れ所得金額	万円	2,383	2,922	122.6%
一件当たり	追徴税額	万円	611	885	144.8%

○ 取引区別の調査の状況

【1件当たりの申告漏れ所得金額】



1 「輸出入」：事業に係る売上及び原価に係る取引で、海外の輸出（入）業者との契約による取引をいう。

2 「役務提供」：工事請負、プログラム設計など海外において行う、労力、技術等の第三者に対するサービスの提供をいう。

3 「海外投資」：海外の不動産、証券などに対する投資（預貯金等の海外での蓄財を含む。）をいう。

4 「その他」：金銭授受、贈与（親族等に対する海外送金等）など海外取引に係るもので1～3に該当しない取引等をいう。

3 インターネット取引を行っている個人に対する調査状況

～暗号資産等取引の1件当たり追徴税額は所得税の実地調査（特別・一般）全体の約2倍～

- インターネット上のプラットフォームを介して行うシェアリングエコノミー等新分野の経済活動（注）に係る取引や暗号資産（仮想通貨）等の取引を行っている個人に対しては、資料情報の収集・分析に努め、積極的に調査を実施しています。

（注） シェアリングエコノミー等新分野の経済活動とは、シェアリングビジネス・サービス、ネット広告（アフィリエイト等）、デジタルコンテンツ、ネット通販、ネットオークションその他新たな経済活動を総称した経済活動のことをいいます。

- 暗号資産等取引を行っている個人に対する調査の1件当たりの追徴税額は527万円と、所得税の実地調査（特別・一般）全体の311万円に比べ、1.7倍となっています。

＜シェアリングエコノミー等新分野の経済活動に係る取引を行っている個人に対する調査状況＞

- 令和6事務年度においては、166件（前事務年度241件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの申告漏れ所得金額は、1,711万円（同1,492万円）となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は28億円（同36億円）に上ります。
- 1件当たりの追徴税額は367万円（同371万円）となっています。また、追徴税額の総額は6億円（同9億円）に上ります。

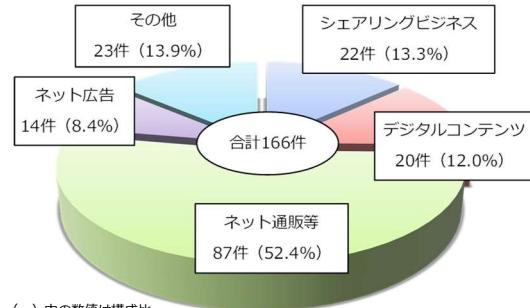
＜暗号資産（仮想通貨）等取引を行っている個人に対する調査状況＞

- 令和6事務年度においては、149件（前事務年度76件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの申告漏れ所得金額は、1,814万円（同2,281万円）となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は27億円（同17億円）に上ります。
- また、追徴税額の総額は8億円（同6億円）に上ります。

○ シェアリングエコノミー等新分野の経済活動に係る取引（調査状況）

項目	事務年度等	5事務年度	6事務年度	対前年比
調査件数	件	241	166	68.9%
申告漏れ等の非違件数	件	202	144	71.3%
申告漏れ所得金額	億円	36	28	77.8%
追徴税額	億円	9	6	66.7%
一件当たり申告漏れ所得金額	万円	1,492	1,711	114.7%
追徴税額	万円	371	367	98.9%

【取引区別別の調査状況】



（注）（ ）内の数値は構成比

（参考）：主な取引例

- 1 シェアリングビジネス・・・民泊、カーシェアリング、クラウドソーシング、配達代行業など
- 2 デジタルコンテンツ・・・アプリ作成・配信、有料メールマガなど
- 3 ネット通販等・・・ネット通販、ネットオークション、ドロップシッピングなど
- 4 ネット広告・・・アフィリエイトなど
- 5 その他・・・1～4に該当しない経済活動に該当する取引

○ 暗号資産（仮想通貨）等取引（調査状況）

項目	事務年度等	5事務年度	6事務年度	対前年比
調査件数	件	76	149	196.1%
申告漏れ等の非違件数	件	71	141	198.6%
申告漏れ所得金額	億円	17	27	158.8%
追徴税額	億円	6	8	133.3%
一件当たり申告漏れ所得金額	万円	2,281	1,814	79.5%
追徴税額	万円	744	527	70.8%

4 無申告者に対する調査状況

- 無申告は、申告納税制度の下で自発的に適正な納税をしている納税者に強い不公平感をもたらすこととなるため、的確かつ厳格に対応していく必要があります。こうした無申告者に対しては、あらゆる機会を通じて資料情報の収集及び活用を図るなどして、実地調査のみならず、簡易な接触も活用し積極的に調査を実施しています。

＜所得税無申告者に対する調査状況＞

- 令和6事務年度においては、654件（前事務年度788件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの申告漏れ所得金額は、2,942万円（同2,515万円）となっており、所得税の実地調査（特別・一般）全体の1,434万円（同1,389万円）に比べ、2.1倍となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は192億円（同198億円）に上ります。
- 1件当たりの追徴税額は584万円（同471万円）となっており、所得税の実地調査（特別・一般）全体の311万円（同298万円）の1.9倍となっています。また、追徴税額の総額は38億円（同37億円）に上ります。

＜消費税無申告者に対する調査状況＞

- 令和6事務年度においては、900件（前事務年度1,575件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの追徴税額は309万円（同268万円）となっており、消費税の実地調査（特別・一般）全体の186万円（同176万円）に比べ、1.7倍となっています。また、追徴税額の総額は28億円（同42億円）に上ります。

○ 無申告者に対する調査の状況

＜所得税＞

項目	事務年度等		6事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体	対前年比
	5事務年度	6事務年度		
調査件数	788	654	83.0%	
申告漏れ所得金額	198	192	97.0%	
追徴税額	37	38	102.7%	
一件当たり申告漏れ所得金額	2,515	2,942	117.0%	
追徴税額	471	584	124.0%	

＜消費税＞

項目	事務年度等		6事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体	対前年比
	5事務年度	6事務年度		
調査件数	1,575	900	57.1%	
追徴税額	42	28	66.7%	
1件当たり追徴税額	268	309	115.3%	
				186

5 消費税の還付申告者に対する調査状況

- 消費税の還付申告は、申告書の添付書類や保有する資料情報等に基づき厳格な審査を行い、申告内容に疑義がある場合には、還付を保留し、実地調査等を行うなどして還付原因等の解明・確認を実施しています。

＜消費税の還付申告者に対する調査状況＞

- 令和6事務年度においては、214件（前事務年度209件）実地調査を実施しました。
- 1件当たりの追徴税額は158万円（同102万円）となっています。
また、追徴税額の総額は3.4億円（同2.1億円）に上ります。

○ 消費税の還付申告者に対する調査の状況

項目	事務年度等		5事務年度	6事務年度	対前年比
	調査件数	件			
調査件数	件		209	214	102.4%
申告漏れ等の非違件数	件		151	147	97.4%
追徴税額	億円		2.1	3.4	161.9%
1件当たり追徴税額	万円		102	158	154.9%

(注) 1 令和6事務年度は、令和5年1月1日から令和5年12月31日までの課税期間における消費税及び地方消費税の還付申告を行っている個人事業者のうち、令和6事務年度に実地調査を行った計数である。

2 令和5事務年度は、令和4年1月1日から令和4年12月31日までの課税期間における消費税及び地方消費税の還付申告を行っている個人事業者のうち、令和5事務年度に実地調査を行った計数である。

3 消費税の追徴税額には、地方消費税（譲渡割額）を含む。

6 所得税の還付申告への対応

～所得税の不正還付申告書の調査の状況～

- 所得税の不正還付は、いわば国庫金の詐取ともいえる悪質性が高い行為であるため、還付申告書に対しては特に厳格な審査を行うとともに、不正還付が疑われる申告書に対しては調査を実施しています。
- さらに、国税当局では、AIの活用を進めるなど、不正還付を的確に把握する取組を行っております。
- なお、不正還付に厳格に対応すべく、悪質な不正還付申告書の提出が確認され、詐欺罪等に該当すると判断した場合には、刑事上の責任追及の要否を検討した上で告訴等を行うなど、捜査当局との連携強化にも取り組んでおります。

＜所得税の不正還付申告書の調査の状況＞

- 令和6事務年度においては、91件（前事務年度38件）調査しました。
- 1件当たりの追徴税額は130万円（同209万円）となっています。
また、追徴税額の総額は1.2億円（同0.8億円）に上ります。

○ 所得税の不正還付申告書の調査の状況

項目	事務年度等		対前年比
	5事務年度	6事務年度	
調査件数	件	38	91
追徴税額	億円	0.8	1.2
1件当たり追徴税額	万円	209	130

調査事例

還付申告書に不審な点があったことから調査を実施したところ、実態が無いにもかかわらず、架空の事業収入及び源泉徴収税額などを記載した還付申告書等を提出し、所得税の還付金を受け取ったことを把握したため、詐欺罪に該当するとして告訴を行い、その後、捜査当局により逮捕された。

所得税還付申告についてご留意いただきたい事項

所得税の還付申告の中には、架空の源泉徴収税額や各種控除額を記載し、不正に還付を受けようとするものなどが見受けられます。

そのため、国税当局では、各種情報に照らして必要があると認められる場合は、還付金の支払いを一旦保留しつつ、還付申告の内容が適正であるかを確認するため、勤務先等に給与等の支払実績の確認をお願いすることや、職員がご自宅等に直接赴く実地の調査などにより確認を行っております。

その際、納税者の方々への連絡も含め、必要な確認に時間を要するため、還付を保留する期間が長期にわたる場合があるほか、還付の手続を中断する場合があります。

また、確定申告書（還付申告書を含む。）を提出した納税者の本人確認は、申告書に記載されたマイナンバーなどにより行っているため、還付申告書にマイナンバーが記載されていない場合も不正還付防止のため、確認に時間を要することから、還付を保留する期間が長期にわたる場合があります。

III 参考計表

○ 事業所得を有する個人の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な上位10業種

順位	業種目	1件当たりの申告漏れ所得金額	1件当たりの追徴税額(含加算税)	前年の順位
位 1	風俗業	3,163	2,201	-
2	ホステス、ホスト	2,522	992	3
3	食肉小売	2,472	896	-
4	廃棄物処理	1,956	765	-
5	バ	1,935	848	6
6	冷暖房設備工事	1,885	640	-
7	眼科医	1,808	555	-
8	鉄骨、鉄筋工事	1,689	767	-
9	製図設計士	1,608	550	-
10	焼肉	1,592	686	14

(注) 1 上記調査事績は、特別調査及び一般調査に基づく実施結果である。

2 「前年の順位」は、事業所得を有する個人の前年の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な上位20位に該当するものについて、その順位を記載している。

(付表) 事業所得を有する個人の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な業種

業種	業目	平成27事業年度		平成28事業年度		平成29事業年度		平成30事業年度		令和元事業年度	
		1件当たり申告漏れ所得金額	申告得金額	1件当たり申告漏れ所得金額	申告得金額	1件当たり申告漏れ所得金額	申告得金額	1件当たり申告漏れ所得金額	申告得金額	業種	目
1 風俗業	2,036	風俗業	1,805	キャバクラ	2,715	風俗業	2,424	す	2,406	風俗業	1件当たり申告漏れ所得金額
2 人材派遣	1,650	食肉小売業	1,465	機械器具部品修理	2,000	人材派遣	1,902	風俗業	2,363	風俗業	1件当たり申告漏れ所得金額
3 医薬品小売業	1,148	特定自動車運送	1,198	す	1,645	不動産代理仲介	1,759	くず金・くず鉄業	1,683	くず金・くず鉄業	1件当たり申告漏れ所得金額
4 解体工事	1,003	防水工事	1,165	バ	—	機械器具部品修理	1,588	バ	—	機械器具部品修理	1件当たり申告漏れ所得金額
5 鉄骨・鉄筋工事	999	ダブル運送	1,117	風俗業	1,423	清掃業	1,551	冷暖房設備工事	1,414	冷暖房設備工事	1件当たり申告漏れ所得金額

業種	業目	令和2事業年度		令和3事業年度		令和4事業年度		令和5事業年度		令和6事業年度		
		1件当たり申告漏れ所得金額	申告得金額	1件当たり申告漏れ所得金額	申告得金額	1件当たり申告漏れ所得金額	申告得金額	1件当たり申告漏れ所得金額	申告得金額	業種	目	
1 商工業デザイナー	—	2,636	ホステス、ホスト	4,573	学習塾経営	1,986	ブリーダー	—	2,970	風俗業	1件当たり申告漏れ所得金額	
2 保険代理業	1,535	ブリーダー	—	3,444	自動車小売	1,898	くず金・くず鉄業	2,748	ホステス、ホスト	2,522	風俗業	1件当たり申告漏れ所得金額
3 特定貨物自動車運送	1,531	プログラマー	—	2,491	特定貨物運送	1,883	ホステス、ホスト	2,535	食肉小売	2,472	ホステス、ホスト	1件当たり申告漏れ所得金額
4 ブログラマー	—	1,502	貨物軽車両運送	2,241	化粧品卸売	1,709	コンテンツ配信	2,422	廃棄物処理	1,956	食肉小売	1件当たり申告漏れ所得金額
5 清掃業	1,425	一般貨物自動車運送	2,035	タイラ工事	1,683	内科医	1,897	バ	—	1,935	廃棄物処理	1件当たり申告漏れ所得金額

(注) 1件当たりの申告漏れ所得金額は、調査全年分に係るものである。